

第36回駅前放置自転車クリーンキャンペーン

「放置ゼロ キレイな街で おもてなし」

10月22日(火)～31日(木)

10月22日～31日の10日間、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施されます。期間中、市では駅頭でチラシなどの配布や街頭指導を行うほか、駅周辺の路上や市営駐輪場内に放置されている自転車・バイクの撤去を実施します。クリーンキャンペーンにご協力ください。

問い合わせ 青梅警察署交通課 ☎22・0110、市都市整備部管理課

路上・歩道上に 自転車等を 放置しないでください

自転車やバイクの放置は、歩行者の通行の妨げになるだけでなく、高齢者や障害のある方や車いすの方にとって大変危険なものとなります。また、災害時の避難や、緊急活動時の障害となり、活動を妨げることもあります。

自転車等を利用して駅に向かう方は、必ず駐輪場を利用してください。

各放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

放置禁止区域内に放置されている自転車等は、警告後、撤去します。撤去した自転車等については、各放置禁止区域の最寄りの有料駐輪場内に一定期間保管した後、自転車等保管所へ移動します。

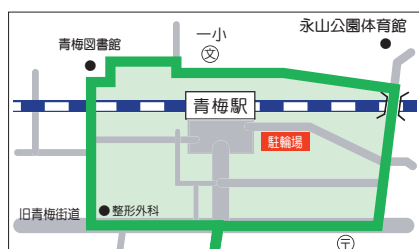
放置禁止区域内から自転車等を撤去されたと思われ、盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。



図① JR河辺駅



図② JR東青梅駅



図③ JR青梅駅



盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

盗難されたと思ったら、必ず引き取ってください。

多様化する詐欺の手法に注意！ ～犯人の電話に出ないで 被害ゼロ～

詐欺等被害発生状況：令和元年・11件・1千3万円 (9月1日現在)

詐欺の手法が多様化しています。犯人は不安をあおったり、親族の情を利用して現金やカードをだまし取ろうとします。

ATMを操作しても還付金が戻ってくることは絶対にありません。

自動通話録音機の貸与市では、市内在住の65歳以上の方を対象に、自動通話録音機の貸与を行っています。

数に限りがありますので、事前に電話でご相談ください。

万が一、電話に出たら慌てない！お金やカードは絶対渡さない！

必ずすぐに信用しない！相手の所属、氏名、連絡先を聞いて実際に確認を！

☆一人で判断せず、警察や家族に相談を！

お問い合わせ 青梅警察署防犯係 ☎22・0110、市民安全課市民安全係

お問い合わせ 環境政策課

お問い合わせ 環境政策課

お問い合わせ 環境政策課

必要のない勧誘は、はっきり断りましょう

突然自宅を訪問してきた事業者や電話をかけてきた事業者に、不要な商品の購入等をしつこく勧誘され、根負けして契約してしまったという消費者トラブルが多く発生しています。

東京都消費生活条例では、勧誘を断っている消費者に対して事業者が勧誘を行うことを禁止しています。また、消費者に勧誘を受ける意思があるかどうか分からない場合は、最初に消費者の意思を確認しなければなりません。

勧誘を望まないとき

消費者ホットライン ☎188(イヤヤ)

消費者ホットライン ☎188(イヤヤ)

消費者ホットライン ☎188(イヤヤ)

消費者ホットライン ☎188(イヤヤ)

消費者ホットライン ☎188(イヤヤ)

消費者ホットライン ☎188(イヤヤ)

消費者ホットライン ☎188(イヤヤ)

消費者ホットライン ☎188(イヤヤ)

消費者ホットライン ☎188(イヤヤ)

原則として年末年始を除く毎日、ご利用いただけます。消費者トラブルや事故などの相談でどこに相談してよいか分からない場合は、一人で悩まず消費者ホットラインをご利用ください。

参考 消費生活総合センター発表資料

消費者相談室 ☎22・6000(相談専用)

相談日時 月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～正午、午後1時～4時

※第2・4火曜日は午後6時まで

お問い合わせ 市民安全課 市民相談係

お問い合わせ 市民安全課 市民相談係

お問い合わせ 市民安全課 市民相談係

お問い合わせ 市民安全課 市民相談係

お問い合わせ 市民安全課 市民相談係

お問い合わせ 市民安全課 市民相談係

お問い合わせ 市民安全課 市民相談係

お問い合わせ 市民安全課 市民相談係

飼い主のいない猫のための里親会

日時 11月9日(土) 午後1時～3時

※小雨決行 会場 市役所西側出入口

持ち物 住所・氏名が確認できる身分証明書

その他 当日は、猫の引き渡しはできません(団体が後日お届けします)

お問い合わせ 環境政策課

スギ・ヒノキの森林所有者の皆さんへ「存じですか？」多摩の森林再生事業

手入れが遅れているスギ・ヒノキの人工林の森林所有者と協定を結び、環境保全や土砂災害の防止に優れた森林環境を目指すため、多摩では、費用の全額を負担して森林の間伐(間引き)を行う「多摩の森林再生事業」を実施しています。

市では、都からの委託を受けて、この事業に取り組んでいます。

間伐には多額の費用がかかりますが、所有者の負担なしで森林の手入れを行うことができます。資金不足や間伐等の方法が分からないなどでお悩みの方は、気軽に相談ください。

間伐の方法

25年間に2回の間伐を行います。間伐の間隔は基本的に12年～13年です。

対象の森林ごとに30%の手入れが遅れているスギ・ヒノキの人工林の森林所有者と協定を結び、環境保全や土砂災害の防止に優れた森林環境を目指すため、多摩では、費用の全額を負担して森林の間伐(間引き)を行う「多摩の森林再生事業」を実施しています。

市では、都からの委託を受けて、この事業に取り組んでいます。

間伐には多額の費用がかかりますが、所有者の負担なしで森林の手入れを行うことができます。資金不足や間伐等の方法が分からないなどでお悩みの方は、気軽に相談ください。

間伐の方法

25年間に2回の間伐を行います。間伐の間隔は基本的に12年～13年です。

対象の森林ごとに30%の手入れが遅れているスギ・ヒノキの人工林の森林所有者と協定を結び、環境保全や土砂災害の防止に優れた森林環境を目指すため、多摩では、費用の全額を負担して森林の間伐(間引き)を行う「多摩の森林再生事業」を実施しています。

市では、都からの委託を受けて、この事業に取り組んでいます。

本数を間伐します。伐採した木は枝払いを行い、残った木の根元に横伏せします。

都との協定

所有者と都が協定を結びます。協定の期間は、25年です。

協定期間中は、スギ・ヒノキの皆伐、植栽、地形の変更、工作物の設置はできません。

お問い合わせ 農林水産課 務水産係

お問い合わせ 農林水産課 務水産係

お問い合わせ 農林水産課 務水産係

お問い合わせ 農林水産課 務水産係

お問い合わせ 農林水産課 務水産係

お問い合わせ 農林水産課 務水産係

お問い合わせ 農林水産課 務水産係

お問い合わせ 農林水産課 務水産係

お問い合わせ 農林水産課 務水産係